

日本学生支援機構 適格認定説明会 貸与奨学金

日本学生支援機構貸与奨学金の適格認定説明会を始めます。

日本学生支援機構の貸与奨学金に関するよくある質問

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けることができますか？

A. 毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために

「奨学金継続願」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「適格認定」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「廃止」と言います。)こともあります。

説明を始める前に、日本学生支援機構に寄せられるよくある質問を紹介します。

「奨学生に採用されたら、卒業までずっと貸与を受けられますか？」という質問です。

答えにあるとおり、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために奨学金継続願の提出が必要となります。

提出後、学校で貸与奨学生として適格であるか等、奨学金継続の可否を判断します。

これを適格認定と言います。

皆さんの学業成績等の状況によっては、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が終了することもありますので、奨学金継続願の手続きの重要性を理解しておいてください。

「奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

「奨学金継続願」の提出

- ☀ 毎年1回、来年度の奨学金継続希望の有無を機構に提示
- ☀ 1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての責務を再確認
- ☀ 自身の経済状況に照らして奨学金の必要性や適正な貸与月額を再確認

適格認定

- ☀ 学校が、提出された「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続にかかる必要な措置をとること
- ☀ 「奨学金継続願」を提出しても必ず継続して貸与されるとは限らない

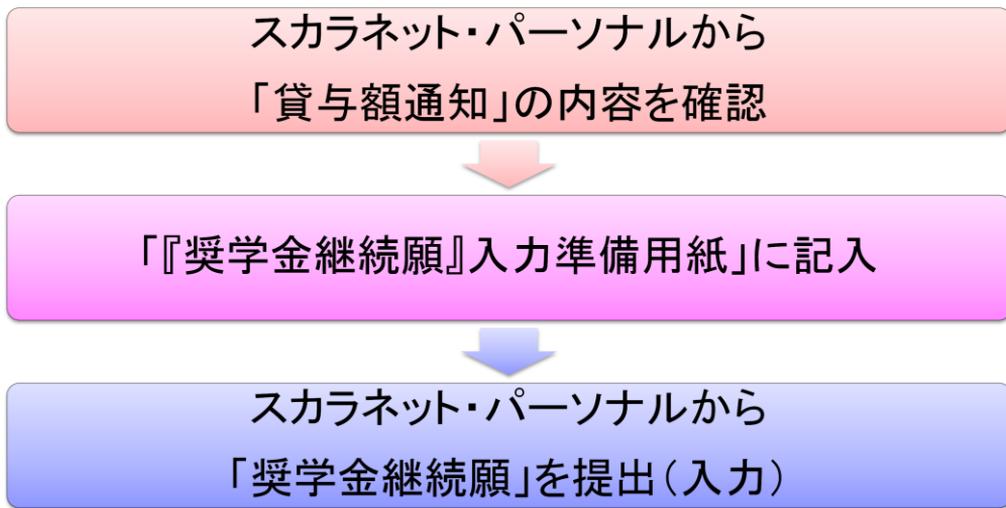
奨学金継続願の提出、適格認定とは何かを少し詳しく説明します。

奨学金継続願の提出とは、

- ・毎年1回、来年度の奨学金の継続を希望するかしないかを機構に提出することです。
- ・過去1年間の学業成績等を振り返って、奨学生としての自覚を再認識する機会です。
- ・また、自身の経済状況や将来の返還を考慮しながら、奨学金の必要性や適正な貸与月額を判断する重要な機会です。

適格認定とは、

- ・皆さんが提出した「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、必要な措置をとることです。
- ・(従って、)「奨学金継続願」を提出したからといって、必ずしも継続して貸与される訳ではありません。

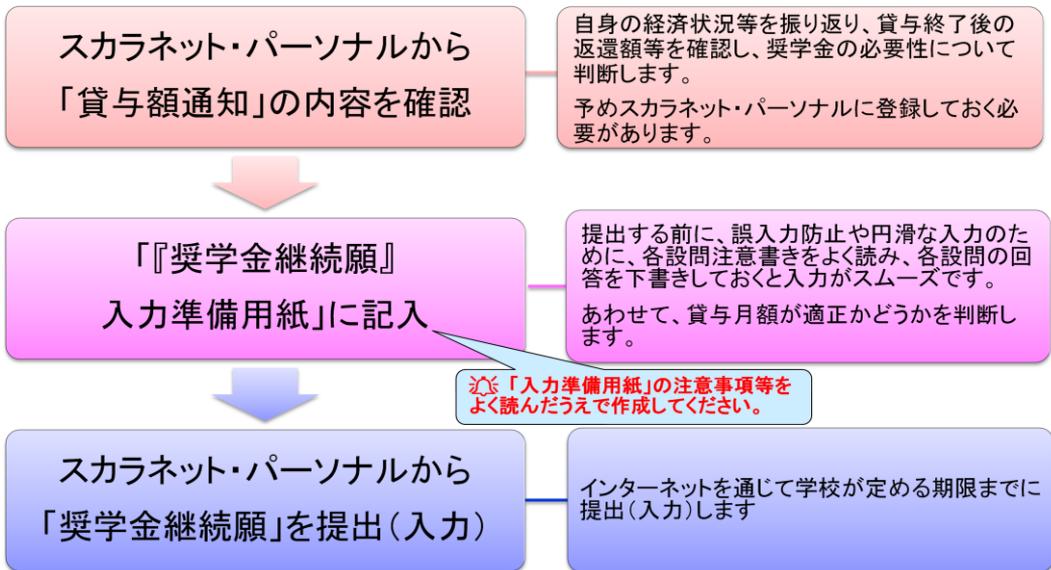


それでは、奨学金継続願提出にあたって、流れとポイントをお話しします。

流れは大きく3つあります。

- ①スカラネットパーソナルにログインし、「貸与額通知」の内容をしっかりと確認します。
- ②次に、「『奨学金継続願』入力準備用紙』に予め記入しておきます。
- ③入力準備用紙をもとに「スカラネット・パーソナル」から提出(入力)します。

「奨学金継続願」の提出の流れとポイント



それぞれの流れの主なポイントです。

① スカラネット・パーソナルから「貸与額通知」の内容を確認したら、これまでの経済状況等を振り返りつつ、将来の返還を見据え、奨学金の必要性について判断してください。

②「『奨学金継続願』入力準備用紙」にある設問に対して、事前に下書きしておく、間違いも少なくスムーズに入力できます。

また、注意事項等をよく読んだうえで「入力準備用紙」を作成するようにしてください。

③スカラネット・パーソナルから学校が定める期限までに「奨学金継続願」を提出(入力)します。

「貸与額通知」の確認及び奨学金継続願の提出にあたっては、スカラネット・パーソナルに事前に登録しておく必要があります。

まだ登録が済んでいない場合は、早目に登録を済ませておいてください。

期限までに「奨学金継続願」を提出しないと…



「廃止」となり奨学生の資格を失う



4月以降の奨学金は振込まれない

手続き上の大きな留意点として2点、説明します。

①(1点目)期限までに奨学金継続願の提出がないと、「廃止」となり奨学生の資格を失います。4月以降の奨学金は振込まれなくなりますので、期限を厳守してください。

奨学金の継続を希望しない場合は…

「奨学金継続願」を入力する際に

- ◎ 奨学金の継続を希望しませんを選択する

4月以降の奨学金は**辞退**となる

②(2点目)奨学金の継続を希望しない場合は、奨学金振込みの継続の確認画面で「奨学金の継続を希望しません」を選択します。3月まで貸与され、4月以降の奨学金は辞退となり、振り込まれなくなります。

適格認定の3つの要素

① 人物

- ・ 生活全般を通じて態度・行動が貸与奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還の義務があることを自覚し、かつ、将来良識ある社会人として活躍できる見込みがあること。

② 学業

- ・ 修業年限で確実に卒業(修了)できる見込みがあること。

③ 経済状況

- ・ 修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要と認められること。

(さて)奨学金継続願が提出された後、学校は適格認定を実施します。
その適格認定について、もう少しだけ詳しく触れます。

適格認定には人物・学業・経済状況の3つの要素があります。
これらの要素に基づき奨学金貸与の継続の可否等を判断することになります。

適格認定の4つの認定区分

① 廃止

・ 貸与奨学生の資格を失わせる。

② 停止

・ 1年以内で在学学校長が定める期間、貸与奨学金の交付を停止する。

③ 警告

・ 貸与奨学金の交付を継続するが、学業成績が回復しない場合は、次回の適格認定時以降に貸与奨学金の交付を停止し又は貸与奨学生の資格を失わせることがあることを警告し指導する。

④ 継続

・ 貸与奨学金の交付を継続する。

適格認定には4つの認定区分が設けられており、区分の内容に応じて、奨学金交付の取扱いや指導等が実施されることとなります。

「奨学金継続願の提出手続きについて」(チラシ)に詳しく記載していますので、確認しておいてください。

